

改善基準告示(トラック運転者関係)の概要

自動車運転者の労働時間等の労働条件については、労働省告示である「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(略称「改善基準告示」)があります。日々の運行では、これを遵守することが必要です。

改善基準告示等の概要は、以下のとおりです。

平成9年4月1日施行

項目	改善基準告示等の概要
拘束時間	1ヶ月 293時間 <small>(労使協定があるときは、1年のうち6ヶ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲において320時間まで延長可)</small> 1日 原則 13時間 最大 16時間 (15時間超えは1週2回以内)
休息期間	継続8時間以上 <small>(運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。)</small>
拘束時間・休息期間の特例	休息期間の特例 業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分の間1回4時間以上の分割休息で合計10時間以上でも可(一定期間における全勤務回数の1/2が限度)。
	2人乗務の特例 <small>(同時に1台の自動車に2人以上乗務(ベッド付(ただし、車両に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。))の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できる。)</small>
	隔日勤務の特例 2暦日 21時間以内(拘束時間) 2週間で3回までは24時間が可能(夜間4時間以上の仮眠が必要)。 ただし、2週間で総拘束時間は126時間まで。 勤務終了後、継続24時間以上の休息期間が必要。
	フェリーに乗船する場合の特例 乗船中の2時間は拘束時間として取り扱い、それ以外は休息期間。減算後の休息期間は、フェリー下船から勤務終了時までの1/2を下回ってはならない。
運転時間	2日平均で1日当たり9時間以内 2週平均で1週間当たり44時間以内
連続運転時間	4時間以内(運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)
時間外労働	改善基準告示の範囲内で1日、2週間、1ヶ月以上3ヶ月以内、1年の上限時間を労使協定で締結。
休日労働	2週間に1回以内、かつ、1ヶ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内。
労働時間の取り扱い	労働時間は拘束時間から休憩時間(仮眠時間を含む)を差し引いたもの。事業場以外の休憩時間は仮眠時間を除き3時間以内。
休日の取り扱い	休日は休息期間に24時間を加算した時間。 いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない。
適用除外	緊急輸送・危険物輸送等の業務については厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外。

本冊子の作成に当たっては、全国のトラック運送事業者の皆さま、荷主企業の皆さまにアンケート調査及びヒアリング調査に大変ご協力いただきました。厚く御礼申し上げます。

運送事業者と荷主企業の協力による 改善基準告示の遵守に向けた取り組み事例

平成22年3月

トラック運転者における長時間労働抑制・改善基準遵守のための 環境整備検討委員会

事務局：株式会社日通総合研究所 経済研究部

〒105-8322 東京都港区東新橋1-9-3 電話03(6251)6442

